

令和2年12月 9日(水曜日)

議事日程(第2号)

令和2年12月 9日(水)午前10時00分開議

- 日程第 1 議案第49号 東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 2 議案第50号 東庄町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 3 議案第51号 財産の無償貸付について
- 日程第 4 議案第52号 香取広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 日程第 5 議案第53号 令和2年度東庄町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第 6 議案第54号 令和2年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第 7 議案第55号 令和2年度東庄町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 8 議案第56号 令和2年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計補正予算(第2号)

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員(13名)

- 1番 越川良男君
2番 柳堀忠君
3番 桜井莊一君
5番 宮澤健君
6番 佐久間義房君
7番 板寺正範君
8番 花香孝彦君
9番 大網正敏君
10番 城之内一男君
11番 高木武男君
12番 鈴木正昭君

13番 土屋 進 君

14番 山崎 ひろみ 君

欠席議員（1名）

4番 土屋 光正 君

出席説明員（13名）

町 長 岩田 利雄 君

副町長 金島 正好 君

監査委員 平山 茂 君

総務課長 向後 喜一郎 君

町民課長 伊藤 雅晃 君

まちづくり課長 鈴木 秀樹 君

健康福祉課長 海上 孝 君

会計管理者 渡辺 佳則 君

病院事務長 寺嶋 利和 君

農業委員会事務局長 土屋 富士雄 君

教育長 五十嵐 正憲 君

教育課長 多田 克己 君

生涯学習担当課長 前田 泰孝 君

出席事務局員（3名）

事務局長 笹本 忠男

次長 石毛 美恵子

主査 岩瀬 知博

(午前10時00分 開議)

議長(山崎ひろみ君)

おはようございます。ただいまの出席議員は12人です。

12番、鈴木正昭君から、所用のため本日の会議に遅れる旨の届出がありました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、議案第49号、東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(山崎ひろみ君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

おはようございます。それでは、議案第49号、東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについて、提案理由を申し上げます。

地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年9月4日に公布され、国民健康保険税の改正については、令和3年1月1日から施行されることになりました。

これに伴い、地方税法施行令を引用する東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じました。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしく願いを申し上げます。

議長(山崎ひろみ君)

町民課長、伊藤雅晃君。

町民課長(伊藤雅晃君)

おはようございます。それでは、議案第49号、東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の内容についてご説明申し上げます。

お手元の議案書の3ページをご覧ください。

今回の改正は、軽減判定所得の算定方法の見直しが主なものでございます。

恐れ入りますが、参考資料の1ページをお願いいたします。

新旧対照表、左側の改正案により、説明をさせていただきます。

第23条、国民健康保険税の減額の改正は、平成30年度税制改正において、個人所得課税が見直され、給与所得控除及び公的年金等控除を10万円引き下げると共に、基礎控除を同額引き上げる改正を実施いたしました。この見直しに伴い、給与、年金所得世帯において、軽減措置に該当しにくくなることから、その影響を考慮した軽減判定所得額の見直しを行うものでございます。

具体的には、基礎控除額相当分の基準額を33万円から43万円へ引き上げると共に、被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えることとした改正でございます。

続きまして、3ページをお開きください。

附則第2項の改正は、軽減判定所得基準の見直しに合わせた規定の整備でございます。

以上で説明を終わります。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（山崎ひろみ君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して、直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

異議なしと認めます。

これから、議案第49号、東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第49号は、原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第50号、東庄町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(山崎ひろみ君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、議案第50号、東庄町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を制定することについての提案理由を申し上げます。

今回の改正は、令和2年6月に公布された省令の改正により、居宅介護支援事業所の管理者要件に関して見直しをするものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長よりご説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長(山崎ひろみ君)

健康福祉課長、海上孝君。

健康福祉課長(海上 孝君)

それでは、議案第50号、東庄町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて、内容をご説明申し上げます。

本条例は、在宅の要介護者等が介護サービスを適切に利用出来るよう、ケアプランと呼ばれる利用計画の作成をする介護支援専門員が所属する居宅介護支援事業所の指定等の基準を定めたものでございます。

今回の改正は、町長の提案理由にございましたように、令和2年6月に公布された省令の改正により、居宅介護支援事業所の管理者要件に関して見直しをするものでございます。

恐れ入りますが、参考資料４ページの東庄町居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例、新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。

第６条第２項は、居宅介護支援事業所の管理者要件を定めたもので、現行の条例では、管理者は主任介護支援専門員でなければならないとされていましたが、今回の改正で、死亡、健康上の問題、退職などの不測の事態により主任介護支援専門員の確保が著しく困難となった場合等については、主任でない介護支援専門員を管理者とすることが出来る規定を加えるものでございます。

附則第２項は、第６条第２項で定められている管理者要件の経過措置の期間に関する規定で、平成３３年３月３１日までとされていた期間を令和９年３月３１日までとするものでございます。

附則第３項は、附則第２項の経過措置の適用となるものについては、令和３年３月３１日現在、主任でない介護支援専門員が管理者を務めており、４月１日以降も引き続き管理者を務める場合に限定されることを規定するものでございます。

続きまして、議案書６ページをお願いいたします。

附則についてですが、施行期日の規定で、改正後の条例は令和３年４月１日から施行することを規定し、ただし書で、附則第２項及び第３項の改正については、公布の日から施行することを規定するものでございます。

以上で東庄町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を制定することについての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（山崎ひろみ君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して、直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

異議なしと認めます。

これから、議案第50号、東庄町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山崎ひろみ君)

異議なしと認めます。

従って、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第51号、財産の無償貸付についてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(山崎ひろみ君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、議案第51号、財産の無償貸付について提案理由を申し上げます。

令和2年3月に閉校となりました小学校の跡地利活用について事業の公募を行っておりましたが、旧神代小学校利活用の提案を行った2事業者のうち、株式会社ブリーズが優先交渉権者に選定されました。

本事業は、事業者に土地及び建物を無償貸与して行うものであり、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決が必要となるため、提案させていただいたものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長(山崎ひろみ君)

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長(向後喜一郎君)

議案第51号、財産の無償貸付について、内容のご説明を申し上げます。

町長の提案理由にございましたように、令和2年3月末に閉校となりました小学校の跡地利活用については、民間企業との協力連携が必要と考え、事業内容を含め

て公募を行ってまいりました。その結果、旧神代小学校利活用の事業提案を行った株式会社プリーズさんが優先交渉権者に選定されたところです。

その後、町議会9月定例会中に議会のプレゼンテーションを、また11月14日には住民説明会を開催し、事業内容などの説明を行い、ご了承いただいたものと考えております。

貸し付ける財産は土地と建物となっており、土地については、プール用地及び体育館用地を除く部分、建物については、体育館とプールを除く部分となります。

貸付の相手方は株式会社プリーズ、代表取締役、伊藤典寿。無償貸付の期間は貸付契約締結の日から20年間でございます。

募集要項にありますように、貸し付ける土地及び建物は無償としておりますので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決が必要となるため提案させていただくものでございます。

契約の期間についてですが、今後、事業者との協議によりますが、来年早々と考えております。

なお、旧神代小学校の外壁についてですが、タイル面の剥落などが見られるため、修繕の必要が生じており、これらについては令和3年度予算において予算措置をし、改修工事を行う計画としておりますので、併せてご報告をさせていただきたいと存じます。

以上で財産の無償貸付についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（山崎ひろみ君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

6番、佐久間義房君。

6番（佐久間義房君）

これは無償ということで、現況でプロポーザルを行って、借主は現況のままでいいと、それで納得して、プロポーザルを行って優先権者になったわけですね。これ、壁を直す理由は、どこにあるんでしょうか。

議長（山崎ひろみ君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

お答え申し上げます。募集要項では、現状のまま引き渡す旨、また、協議により

変更する場合がある旨、うたわれております。

町が費用負担して修繕することとした経緯でございますが、平成29年度に実施された学校施設の法定点検、3年に一度、実施されるものですが、これにおきまして、利用者の安全のために修繕が必要であると指摘された箇所がございました。この修繕は、緊急性が極めて高いというわけではなく、また、神代小学校においても安全に注意しながら学校活動を行っていたこと、また、小学校の統合に向けて修繕費用に充てる財源的な余裕がなかったこと、更に廃校後の利用について、その時点で何も決定していなかったこと等から、修繕は見送られておりました。今回、廃校後の利活用の方向が決定したことから、本来、修繕すべきであった箇所を町が主体的に修繕し、安全な施設として契約の相手方に利用していただくことといたしました。

以上、経緯でございます。よろしくお願いたします。

議長（山崎ひろみ君）

6番、佐久間義房君。

6番（佐久間義房君）

今後10年間、15年間、貸付けている間に、いろいろな箇所が、修繕しなければならないような箇所が出てくると思います。そういった場合は、どちらがその費用を持つんでしょうか。

議長（山崎ひろみ君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

必要な修繕が、完了した後、更に修繕が必要となった場合は、災害など特段の事情がある場合を除いて、原則として相手方の負担で実施していただくこととなります。使用貸借契約にもそういった内容を入れてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（山崎ひろみ君）

他に質疑はありますか。

9番、大網正敏君。

9番（大網正敏君）

例えばなんですけれども、20年間貸して、それが返還された時、建物が補強さ

れたり、増築されたりしている場合は、どのような対処をするか、お聞きいたします。

議長（山崎ひろみ君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

20年間の貸与の間にはいろいろ変化があると思いますが、その都度協議をしておいていくことになるかと考えております。

以上です。

9番（大網正敏君）

分かりました。

議長（山崎ひろみ君）

他に質疑ありますか。

10番、城之内一男君。

10番（城之内一男君）

今の質問に関連してなんですけれども、20年が終わった時点で返還されるというんですが、そのまま返還された後は町が処分なりなんなりするということですか。

議長（山崎ひろみ君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

校舎、建物についても、20年、契約して返還されて、その後の、例えば取り壊す費用をどちらが持つかといった、そういったご質問だと思いますが、基本的には、この所有する建物は町でございますので、町で取り壊す経費を持つということになるかと思っております。基本的にはそのように考えております。

議長（山崎ひろみ君）

10番、城之内一男君。

10番（城之内一男君）

それは分かりますけれども、ただ、利活用するのに改修したりいろいろやるわけですね。ただ、その改修などをした部分も、その状態で返還すればいいということですね。

議長（山崎ひろみ君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

基本的に改修した部分をまた現状、今現在の状態に復旧させて返してもらうという事はなかなか難しいことではないかというように考えております。

以上です。

議長（山崎ひろみ君）

他に質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して、直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

異議なしと認めます。

これから、議案第51号、財産の無償貸付についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

異議なしと認めます。

従って、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第52号、香取広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（山崎ひろみ君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第52号、香取広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約

の制定に関する協議についての提案理由を申し上げます。

本案件は、令和3年4月1日から多古町が香取広域市町村圏事務組合の共同処理する不燃性廃棄物処理施設、一般廃棄物最終処分場及び可燃性廃棄物処理施設の設置、管理及び運営に関する事務に加入することに伴い、香取広域市町村圏事務組合規約の一部を改正することについて、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するにあたり、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（山崎ひろみ君）

町民課長、伊藤雅晃君。

町民課長（伊藤雅晃君）

それでは、議案第52号、香取広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についての説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の11ページをご覧ください。

令和3年4月1日から多古町が香取広域市町村圏事務組合のごみ共同処理に加入することに伴い、香取広域市町村圏事務組合規約の一部を改正することについて、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するにあたり、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

加入する事務は、不燃性廃棄物処理施設、一般廃棄物最終処分場及び可燃性廃棄物処理施設の設置、管理及び運営に関する事務、いわゆるごみ処理に関する事務であり、当該事務を共同処理する市町に多古町を含むように改めるものでございます。

参考資料5ページに新旧対照表を記載しておりますので、後ほどご覧ください。

構成市町の12月議会での議決を経て、構成市町の規約変更の協議を整え、香取広域市町村圏事務組合が千葉県知事宛て、規約変更許可申請を行い、知事の許可を受けます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（山崎ひろみ君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

9番、大網正敏君。

9番（大網正敏君）

これから多古町が参入というか、入るということで、そうすると我が町の今度は負担率といいますか、負担額が変わると思うんですが、そこら辺ちょっと教えてもらいたいんですが。

議長（山崎ひろみ君）

町民課長、伊藤雅晃君。

町民課長（伊藤雅晃君）

それでは、ただいま大網議員からの質問がございました多古町加入にあたり、本町の負担金への影響について、答弁の方をさせていただきます。

多古町が今回、ごみの共同処理に加入するにあたりまして、加入精算金を組合に支払うわけでございますが、その精算金額は3億4,111万3,737円でございます。これを令和3年度から10年間かけて支払うこととなっておりますが、本町の負担金への影響といたしましては、10年間のトータルで4,898万5,941円、負担金の減額が受けられます。単年に均しますと、年間で489万円程度となります。

次に、負担割合の話の方をさせていただきます。

多古町加入前の構成市町の負担割合でございますが、概算で申し上げますと、香取市が78%、神崎町が7.6%、東庄町が14.4%でございます。ここに今回の多古町がごみの共同処理に加入することに伴いまして、加入後の負担割合でございますが、香取市が68.1%、神崎町が6.6%、東庄町が12.6%、多古町が12.7%となります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（山崎ひろみ君）

他に。

9番、大網正敏君。

9番（大網正敏君）

はい、分かりました。約10年間、東庄町の方は約4,000万円、減額するというので、分かりました。

議長（山崎ひろみ君）

他に質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(山崎ひろみ君)

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して、直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山崎ひろみ君)

異議なしと認めます。

これから、議案第52号、香取広域市町村圏事務組合理約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山崎ひろみ君)

異議なしと認めます。

従って、議案第52号は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第53号、令和2年度東庄町一般会計補正予算(第6号)から日程第8、議案第56号、令和2年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計補正予算(第2号)まで、以上4案を一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(山崎ひろみ君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、ただいま一括議題となりました議案第53号から議案第56号まで、一般会計の他、特別会計3件の補正予算につきまして、提案理由を申し上げます。

初めに、議案第53号、令和2年度東庄町一般会計補正予算(第6号)の提案理由を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,113万7,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ75億1,449万4,000円と

するものでございます。

この他、第2条で債務負担行為について補正しております。

主な補正内容でございますけれども、まず総務関係では、水防倉庫のフェンス設置工事を新規で計上しております。

次に、民生費関係でございますけれども、自立支援医療給付事業費、施設型給付費等負担金について、増額補正を行っております。

次に、衛生関係でございますが、環境関係の補助金、東庄病院への繰出金について、増額補正をしております。

次に、農林水産関係でございますけれども、農地流動化推進補助金の増額補正や雲井岬つつじ公園にテーブル及びベンチを設置するための費用を計上しております。

次に、商工関係では、中小企業再建支援金の増額補正及び新型コロナウイルス感染症対策特別支援事業補助金を新規で計上しております。

次に、教育関係でございますけれども、中学校の施設維持補修工事について、増額補正をしております。

歳入につきましては、森林環境譲与税の増額補正、一般寄附及び指定寄附金、その他歳出に伴う国・県補助金等を補正し、歳入が歳出に不足する部分については、繰越金を補正しております。

続いて、議案第54号、令和2年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、提案理由を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億4,957万7,000円にするものでございます。この補正につきましては、基盤安定負担金の確定に伴う繰入金を増減及び財政安定化支援事業繰出金の増額並びに調整交付金システム改修費を盛り込むためのものであります。

続いて、議案第55号、令和2年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億839万6,000円とするものでございます。

補正の内容は、歳出で1款・総務費におきまして、来年度の介護報酬改定に向け

たシステム改修の委託料を増額補正するものでございます。

財源といたしましては、第3款・国庫支出金、2項5目・介護保険事業の補助金をもって充てるものでございます。

続いて、議案第56号、令和2年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

まず、予算第3条に定めました収益的収入の補正でございますが、病院事業収益の医業収益を6,000万円の減額をし、医業収益を9億1,396万4,000円に、医業外収益の3,000万円を追加して、2億9,272万2,000円にするものであります。

内容につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による医業収益の減額補正を行い、医業外収益に東庄病院が安定的な医療の提供を継続出来るよう、一般会計から繰入金を増額補正するものでございます。

次に、予算第4条に定めました資本的収入及び支出の補正でございます。資本的収入の補助金に210万1,000円を追加し、資本的収入の総額を4,180万7,000円とし、資本的支出の建設改良費に250万円を追加し、資本的支出の総額を1億1,482万1,000円とするものでございます。

内容については、マイナンバーカードの健康保険証利用に対応するためのオンライン認定システムの導入に伴う費用と、それに対する補助金を補正するものであります。

以上、議案第53号から議案第56号までの提案理由を申し上げます。詳細につきましては、各担当課長、事務長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしく願いを申し上げます。

議長（山崎ひろみ君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

それでは、令和2年度東庄町一般会計補正予算（第6号）の内容についてご説明させていただきます。

歳出予算から申し上げますので、恐れ入りますが議案書の18ページをお願いいたします。

初めに、2款・総務費、1項4目・総務管理費の財産管理費、14節・施設整備

工事費 101万2,000円。小学校、公民館の信号機設置に伴う交差点改良工事にあたり、水防倉庫のフェンスの一部撤去、設置が必要となりますので、新規で計上するものでございます。

次に、2項1目・徴税費、税務総務費の3節・時間外勤務手当80万円。地籍調査の終了に伴い、その成果を令和3年度の固定資産税に反映させるための入力、確認作業などにより職員の時間外勤務手当を増額補正するものとなります。

続きまして、3款・民生費、1項1目・社会福祉費、社会福祉総務費の19節・自立支援医療給付事業費420万円。透析患者1名が生活保護となり、自立支援医療の対象となったため、その医療費について増額補正するものでございます。

同目27節の合計マイナス4万1,000円。国民健康保険特別会計に対する繰出金になりますが、保険税軽減相当額等の確認に基づく負担金の確定、システム改修に係る繰出金の増額などとなります。

次に、2項・児童福祉費、2目・児童措置費の18節・施設型給付費等負担金569万2,000円。町外公立保育所等に対する負担金の増額補正ですが、当初見積もっていた町外保育所等への入所者数が増加したことによるものとなります。

次に、3目・ひとり親医療費システム導入委託料20万6,000円。ひとり親家庭等医療費等助成事業運用のために必要なシステムの導入経費となります。

19ページに移りまして、4目・児童福祉施設費の10節・修繕料57万1,000円。児童館の非常灯の修繕となります。

12節の合計80万円及び18節の74万円につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業として、子育て関係施設の支援について、全額県補助金を受け、実施する事業です。

12節の地域子育て支援拠点事業委託料30万円は、子育て支援センタースマイルに、同節の放課後児童健全育成事業委託料50万円は、放課後児童クラブに対する委託事業として、また、18節の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業74万円は、子育て支援センターなかよしひろば、笹川中央保育園、橋保育園、神代保育園に対する補助となります。

同目22節の子ども・子育て支援交付金返還金108万円は、前年度の精算金となります。

次に、3項1目・国民年金事務取扱費の22節・年金生活者支援給付金特別事情

に係る経費交付金返還金 8 万 8 , 0 0 0 円。こちら前年度実績に対する精算分となります。

続いて、4 款・衛生費、1 項・保健衛生費、3 目・環境衛生費の 1 8 節・住宅用省エネルギー設備設置補助金 2 4 0 万円。蓄電システム等の設置者の増加により増額補正するものでございます。

次に、5 目・病院費の 1 8 節・病院事業会計負担金 3 , 0 0 0 万円。新型コロナウイルス感染症の影響により減収となっている東庄病院に対する繰出金を増額するものでございます。

2 0 ページに移りまして、6 目・公害対策費の 1 8 節・合併処理浄化槽設置補助金 7 7 2 万 4 , 0 0 0 円。単独浄化槽から合併浄化槽への変換の件数が増加しているため増額補正するものでございます。

続きまして、5 款・農林水産業費、1 項・農業費、3 目・農業振興費の 1 8 節・農地流動化推進助成金 3 1 5 万円。新規農地利用権設定が増加したことによる増額補正となります。

次の 4 目・畜産業費につきましては、指定寄附を受けての財源振替となります。

次に、8 目・ふれあいセンター費の 1 4 節・施設維持補修工事 5 5 万円。ふれあいセンターの合併浄化槽の補修工事となりますが、プロワが 2 基のうち 1 基故障し、交換の必要が生じたことによる補正となります。

次に、2 項 1 目・林業費、林業振興費の 1 4 節・雲井岬つつじ公園テーブル・ベンチ設置工事 9 8 万 5 , 0 0 0 円。雲井岬つつじ公園のテーブル及びベンチが老朽化しているため、県産木材を使用したテーブル及びベンチを 2 セット設置するもので、森林環境譲与税を財源として活用します。

続きまして、6 款・商工費、1 項 2 目・商工費、商工振興費の 1 2 節・中小企業再建支援金 4 9 2 万 2 , 0 0 0 円。支援金申請者数の増加による増額補正となります。

次に、1 8 節・新型コロナウイルス感染症対策特別支援事業補助金 5 7 0 万円。新型コロナウイルス感染症の影響により低迷した町内経済の活性化を目的とし、町商工会、商店連盟がクーポン券を発行する事業に対しての補助金となります。

続きまして、7 款・土木費、1 項 1 目・土木管理費、土木総務費の 3 節・時間外勤務手当 4 0 万円。用地交渉や交差点改良工事による職員の時間外勤務手当の増額

補正となります。

続きまして、9款・教育費、3項・中学校費、21ページに移りまして、1目・学校管理費の14節・教育施設維持補修工事費655万円。中学校の維持補修工事について増額補正が二つありまして、一つ目は、特別教室棟改修工事475万円です。特別教室棟前の中庭の屋根の老朽化の補修工事で、こちらは当初予算で塗装を塗り直す工事を見込んでおりましたが、屋根の腐食が激しいため、撤去新設工事とするものでございます。二つ目は、運動場整備工事で180万円。野球場、サッカー場整備工事ですが、表土が透水しにくい性質で、暗渠の効果が少なくなっているため表土の入替えを追加で行うものとなります。

次に、4項1目・幼稚園費の合計133万3,000円。こども園において、個別支援が必要な幼児が入園しており、通常の教育・保育に支障を来しているため、安全面の確保等から、講師2名を週3日で雇用するための報酬、期末手当、費用弁償でございます。

次に、5項1目・社会教育費、社会教育総務費の合計46万8,000円。新型コロナウイルス感染症対策として、成人式を成人者限定の入場とするため、ご家族や当日参加出来なかった方に配慮し、DVDを作成して、成人該当者全員に配布いたします。

また、成人式の映像を一定期間、インターネットで映像配信するものとなります。

続きまして、12款・諸支出金、1項1目・諸支出金、基金費でございますが、2件ございまして、まず奨学基金積立金200万円、こちらは東洋合成工業様より指定寄附を受け、積み立てるものでございます。

また、森林環境基金積立金マイナス19万3,000円につきましては、森林環境譲与税を雲井岬つつじ公園のテーブル及びベンチ設置工事費に充当するため、差額を減額するものとなります。

次に、歳入について申し上げます。

お手数ですが、議案書の17ページをお願いいたします。

2款・地方譲与税、3項1目1節・森林環境譲与税79万2,000円、森林環境譲与税譲与額の増額によるものとなります。

続きまして、16款・国庫支出金、1項・国庫負担金、1目・民生費国庫負担金、1節・障害児者福祉費負担金の障害者医療費国庫負担金210万円。歳出補正で申

上げました、民生費の自立支援医療給付事業費に係る国負担分となります。

4節、国民健康保険国庫負担金の国民健康保険基盤安定負担金49万4,000円。歳出補正の民生費で申しあげました国民健康保険特別会計繰出金の保険基盤安定保険者支援分に係る国負担分となります。

17款・県支出金、1項・県負担金、2目・民生費県負担金、1節・障害児者福祉費負担金の障害者医療費県負担金105万円。国庫支出金と同様、歳出補正で申しあげました、民生費の自立支援医療給付事業費にかかる県負担分となります。

4節・国民健康保険負担金の国民健康保険基盤安定負担金マイナス112万5,000円。歳出補正の民生費で申しあげました国民健康保険特別会計繰出金の県負担分の減額となります。

2項・県補助金、2目・民生費県補助金、5節・児童福祉費補助金の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金154万円。歳出予算の民生費で申しあげました児童福祉施設に対する補助金となります。

19款・寄附金、1項・寄附金、1目1節・一般寄附金110万円。五十嵐商会様より10万円、匿名の方より100万円のご寄附をいただいております。

2目1節・指定寄附金の300万円。教育に対する寄附ということで200万円を東洋合成様より、農業に対する寄附ということで100万円をブライトピック様よりご寄附いただいております。200万円は奨学基金積立金に充当、100万円はCFSワクチン助成金に充当し、財源振替を行っております。

一つ飛びまして、22款・諸収入、5項3目6節・雑入の千葉県後期高齢者医療給付費負担金333万9,000円。昨年度の負担金の精算分となります。

最後に、歳入が歳出に不足する6,884万7,000円につきましては、21款・繰越金の前年度繰越金を充当するものでございます。

続いて、第2条、債務負担行為の補正でございます。15ページの第2表をお願いいたします。

債務負担行為の補正ですが、ちば電子調達システムサービス提供業務につきましては、平成30年度に債務負担行為の設定、補正を行いました。システムの改修に伴い、8,000円増額となります。期間に変更はございません。

以上で一般会計の補正予算の第6号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（山崎ひろみ君）

町民課長、伊藤雅晃君。

町民課長（伊藤雅晃君）

それでは、議案第54号、令和2年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、内容の説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の30ページをご覧ください。

初めに、歳出からご説明いたします。

1款1項1目12節の調整交付金システム改修委託料6万6,000円は、新型コロナウイルス及びマイナンバーに関する様式の新規追加に伴うシステムの改修費用を補正するもので、千葉県内市町村全て同額でございます。

続きまして、歳入でございます。29ページをご覧ください。

7款1項1目1節・保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）マイナス182万9,000円及び7款1項1目2節・保険基盤安定繰入金（保険者支援分）98万8,000円は、令和2年度基盤安定負担金が確定したことにより、その増減をするものでございます。

7款1項1目3節・職員給与費等繰入金6万6,000円は、先程申し上げた歳出のシステム改修費の財源として、一般会計から繰り出すものでございます。

7款1項1目5節・財政安定化支援事業繰入金73万4,000円は、令和2年度の繰出金の通知に基づき算定した結果、高齢被保険者の給付費変動に伴い増額とするものでございます。

8款1項1目1節・前年度繰越金10万7,000円は、保険基盤安定繰入金及び財政安定化支援事業繰入金の増減に伴い、その不足額を補うものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（山崎ひろみ君）

健康福祉課長、海上孝君。

健康福祉課長（海上 孝君）

それでは、議案第55号、令和2年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、内容をご説明申し上げます。

最初に歳出よりご説明を申し上げます。議案書35ページをお願いいたします。

1款・総務費、1項1目・一般管理費27万5,000円の増額補正は、来年度

の介護報酬改定等に向けた介護保険システム改修に係る委託料について増額補正するものでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。議案書34ページをお願いいたします。

3款・国庫支出金、2項5目・介護保険事業費補助金30万2,000円の増額補正についてですが、この補助金は来年度の介護報酬改定に向けたシステム改修費用の2分の1が交付されるもので、補助金の算定対象は、先程歳出でご説明いたしました介護保険システム改修事業27万5,000円と本年度当初予算で計上済みの介護保険指定機関等管理システム改修費用33万円を合わせました60万5,000円となります。

8款・繰越金2万7,000円の減額補正は、介護保険事業費補助金が歳入されることによる財源振替を行うものでございます。

以上で令和2年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

議長（山崎ひろみ君）

病院事務長、寺嶋利和君。

病院事務長（寺嶋利和君）

それでは、議案第56号、令和2年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計補正予算（第2号）について内容のご説明を申し上げます。

議案書の42ページをお願いいたします。

令和2年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計補正予算（第2号）実施計画内訳書でございます。収益的収入及び支出のうち収入で1款・病院事業収益、1項・医業収益、1目1節・入院収益を1,900万円減額。

2目1節・外来収益を1,511万円に減額、3目・その他医業収益のうち1節・室料差額収益を200万7,000円に減額。2節・医療相談収益を216万7,000円減額。3節・公衆衛生活動収益を301万円減額。6節・その他医業収益を436万6,000円減額。

4目・介護保険事業収益のうち1節・入院収益を1,000万円減額。3節・その他介護保険事業収益を434万円減額し、2項・医業外収益、3目・負担金交付金のうち1節・一般会計負担金に3,000万円を追加するものでございます。

この補正につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で、医業収益が対前年度比で4月が約974万円、14.5%の減、5月が約1,099万円、16.5%の減、6月が約209万円、3%の減、7月が約255万円、3.9%の減、8月が約719万円、10.5%の減、9月が約1,211万円、17.8%の減となっており、東庄病院が、引き続き、安定的に医療提供が行えるよう一般会計から3,000万円の繰入を行い、7月臨時議会で議決をいただいた基準外繰入分と今回の繰入分とを合わせました6,000万円を医業収益から減ずるものでございます。

なお、今回の繰入金3,000万円につきましては、基準内での繰入れを優先し、年度末の精算時に繰入基準を上回るものにつきましては、基準外繰入とするものでございます。

また、支出につきましては、入院、外来等の患者数の減に伴い、薬品費や診療材料費に残額が生じる可能性があります。新型コロナウイルス感染症やインフルエンザの流行に備え、減額は行わないものでございます。

続きまして、議案書43ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出のうち収入で1款・資本的収入、3項1目1節・補助金に210万1,000円を追加し、支出で1款・資本的支出、1項・建設改良費、2目・施設整備費、2節・委託料に250万円を追加するものでございます。これはマイナンバーカードの保険証利用に対応するためのオンライン資格確認システム導入に伴う費用と、それに対する医療提供体制設備整備交付金を補正するものでございます。

以上で病院事業会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（山崎ひろみ君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して、直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山崎ひろみ君)

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

初めに、議案第53号、令和2年度東庄町一般会計補正予算(第6号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山崎ひろみ君)

ご異議なしと認めます。

従って、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号、令和2年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山崎ひろみ君)

ご異議なしと認めます。

従って、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号、令和2年度東庄町介護保険特別会計補正予算(第2号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山崎ひろみ君)

ご異議なしと認めます。

従って、議案第55号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号、令和2年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計補正予算(第2号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山崎ひろみ君)

ご異議なしと認めます。

従って、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

閉会に先立ち、町長よりご挨拶をお願いします。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、東庄町議会12月定例会の閉会にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。

本定例会には、執行部より議案8件を提案させていただきました。議員各位には慎重なるご審議を賜り、全ての案件を原案のとおり可決をいただきました。誠にありがとうございました。

さて、本年は新型コロナウイルス感染拡大により、各種行事が延期や中止をせざるを得ない状況となってしまう、町民の皆様におかれましては、外出を行わない我慢の日々が続いてしまいました。そのような状況下ではありましたが、皆様の元気、笑顔を取り戻すためのとうのしょう花火等、新たなイベントも開催をいたしました。また、小学校、中学校の修学旅行も学校関係者の皆様方の指導の下、実施することが出来ました。これまで以上に様変わりしたポストコロナ時代に、基本的にはうつらない、うつさないこと、万全な体制を尽くし、今後も町民の皆様と共に新たな生活様式に即した、きめ細やかな施策を展開してまいります。

さて、町はいよいよ令和3年度予算の編成に取りかかったところでございます。いまだ先の見えないコロナ禍、大変厳しい財政状況下での編成とならざるを得ませんが、限られた財源を有効に活用するためにも、以後、議員各位におかれましては、なお一層のご支援、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

最後になりましたが、年末の慌ただしい時期を迎えました。くれぐれも健康にはご留意をいただき、益々のご活躍を心からご祈念申し上げます、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長(山崎ひろみ君)

それでは私からも一言、ご挨拶申し上げます。

12月定例会、大変にお疲れさまでした。今年もあと20日余りとなりました。コロナ禍でもあり、皆さんが元気をなくしている状況ですけれども、明けない夜はないと、そういう思いでこれからも頑張って進んでまいりたいと思います。

みんなで知恵を出し合って、町と協力して、町民が元気になれるように努力してまいりたいと思います。

このご時世ですので、懇親を深める機会もございませんけれども、皆さんという工夫しながら、コミュニケーションを取りながら乗り越えてまいりたいと思っております。

そして年末年始に向けて、皆様には健康に十分留意され、元気にお過ごしいただければと思います。本日は大変お疲れさまでした。

以上で令和2年12月東庄町議会定例会を閉会します。

(午前11時16分 閉会)